

倉敷市立 天城小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校は、学年2～3クラス、1クラス30名前後の児童数で、よりよい学級を目指して協力しようとする児童が多い。一方で、人間関係をつくるのが苦手で、互いの思いをうまく伝えられず、トラブルになる児童も数多い。いじめについて、子ども同士のコミュニケーション力の低下や言葉の乱れ等から好ましくない人間関係が生まれることも少なくない。

・現在、生徒指導担当を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた断片的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事を中心とし、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童の意識調査や人間関係の把握を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会等を実施し、良好な人間関係を生む教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のためにアンケート等を実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

＜重点となる取組＞

- ・年2回の教育相談において、児童の悩みや思いについて細かく把握し、トラブルを生まない良好な人間関係をつくっていくようとする意識の高揚を図る。
- ・今後の増加が予想されるSNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための研修を実施するとともに、情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針や学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るために、PTA 研修会や懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ホームページに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
- ・情報モラルについての授業を計画的に実施し、保護者懇談会でインターネットやSNSの利用方法やルールなどを話題にして保護者への啓発を行う。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・年3回開催（学期ごと）

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外
スクールカウンセラー、PTA 会長、（スクールソーシャルワーカー）
- ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、人権担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・県教育委員会 ・市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SSW 等）の派遣
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭

〈連携機関名〉

- ・倉敷警察署

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>（教員研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。（居場所づくり） ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。（情報モラル教育） ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
② 早期発見	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回、児童の実態把握のためのアンケートと教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。（相談体制の確立） ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。（情報共有） ・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。（家庭への啓発） ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 （いじめへの組織的対応の検討） ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 （いじめられた児童への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた児童への指導） ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。